

ヘーゲル著『ドイツ国制論』草稿断片 訳と註 — ドイツの法制度と国家性 —

早 瀬 明

【解題】

本稿は、三つの草稿断片の翻訳とそれに対する歴史的（一部語学的）注解とから構成されている。

『ドイツ国制論』全体は、その最終段階に在った神聖ローマ帝国の国制の没国家性とその歴史的根拠を明らかにし、当時の時代的制約の中で国制改革を提案しようとするものであるが、茲で訳出した草稿群は、帝国国制の没国家性を司法制度・財政制度・軍事制度の三点に即して剔抉したものである。抑々、帝国国制は、法共同体としての性格をもち、ゲッチンゲン大学の法学者 J. S. Pütter は、その点に帝国の国家性を見ていたが、ヘーゲルは、その法共同体の存立を支える司法制度そのものが帝国の国家性を根拠付け得るものではないことを指摘する。一方、ヘーゲルは帝国の没国家性を特にその帝国軍の解体の裡に見て、そのことが、軍事制度の基礎となるべき統一的財政制度の不在に由来するものであることを指摘する。斯様に司法・軍事・財政に互る帝国の没国家性の歴史的根拠を求めてヘーゲルは、ヴェストファーレン講和条約に遡及することになる。その成立に至る歴史的経緯の叙述が、今回邦訳された最終部分の内容となる。

〈Kurze Inhaltsangabe〉

Japanische Übersetzung und realgeschichtliche und ideengeschichtliche Kommentare zu Hegels Fragmenten einer Kritik der Verfassung Deutschlands (Fortsetzung): Die ganze Übersetzung besteht aus drei Teilen oder Übersetzungen der drei Fragmente. Im ersten Teil handelt es sich um den rechtlichen Grund der Staatlichkeit von Deutschland. Hier will Hegel in einem sehr kurzen Fragment diejenige Untrennbarkeit von Staatsrecht und Privatrecht in der deutschen Rechtsverfassung ans Licht bringen, die die richterliche Gewalt entmachtet hat. Im zweiten Teil kritisiert er die Finanzlosigkeit des deutschen Reichs, die seine Kriegsmacht außer Kraft setzt oder eine Reichsarmee unmöglich macht. Schließlich ist die Hauptaufgabe des letzten Teils die Darstellung und Analyse vom geschichtlichen Prozess, in dem sich der „Übergang vom Zustande der offenbaren Gewalt in den Zustand der berechneten Gewalt“ gemacht hat, worin Hegel ein ehemaliges und knappes Zustandekommen der Staatlichkeit in der deutschen Verfassungsgeschichte sieht.

訳

DENNOCH WAR DEUTSCHLAND...

されども、ドイツは…

されども、ドイツは元々国家であった（war Deutschland ein Staat）¹⁾、そして、〔ドイツは〕国家であり続けるはずであった、即ち、その構成員〔等族〕が全体の防衛という一つの目的のために協働し〔続ける〕はずであった²⁾。〔今や〕国家権力はすっかり個々の等族の私的所有物になってしまっているにも拘らず、等族が協同して一つの国家権力を形成せよという要求は猶も存在している。しかし、この〔要求〕が実現されるためには国家は、その構成員に対する強制権（Zwangsrecht）をもっていなければならない、加えて権力（Macht）³⁾をももっていなければならない。しかし、〔その〕国家は権力をもっていない。従って、国家はその構成員に強制して国家を作り上げさせることができない。それ故、国家は存在していないことになる⁴⁾。こうして、固有の権力をもたない国家としてのドイツが如何にして存続しているのか、ドイツが国家であることなく国家であるのは如何にしてか、という問題が解決されねばならなかった。ドイツの権力は、国家の権力ではなく、個別的なもの〔等族〕の権力である。そして、全体即ち国家は、個別的な者がその権力を全体に貸し与えることによって存在しているとされる。〔従って、〕全体は、それが権力をもっているとしても、貸し与えられた権力をもっているに過ぎないから、全体は、自分に権力を貸し与えている者に、自分に権力を貸し与えるよう強制することはできない。部分の間の関係及び全体に対する部分の関係は、国家権力が部分の所有物であるので、権利関係（Rechtsverhältnis）になる。それに対応すべく国家の法的権力が組織されているが、この司法にはその言明を通用させるための髄（Nerv）⁵⁾が欠落している。従って、現場の人々は司法を単なる理想上の制度と看做さざるを得ない。

非有機的団体（Körper）の個別的構成員〔同士〕の連関、帝国結合（Reichsband）⁶⁾は、国家の最高司法権力（die oberstrichterliche Gewalt）に基づいている。従って、仮令最高司法権力の空虚性が実力（Macht）の欠如に因るとしても、最高司法権力は特別に考察されるべきなのである。

この〔最高〕司法権力の在り方の中で〔真っ先に〕主要特徴として現れ出てくるのは、ドイツがひとつの国家と看做されるべきであった時に国家権力と看做されなければならないものが、個別的諸部分の私的所有物と化している、という事態である。即ち、帝国司法権力の中では、市民的司法（bürgerliche Rechtspflege）と〔領邦へ〕個別化された国家権力に関わる司法とが一括りにされている。国法（Staatsrecht）と私法（Privatrecht）とが同一の裁判〔管轄〕権の下に置かれている。帝国裁判所〔帝国最高法院（Reichskammergericht）と帝国宮内法院（Reichshofgericht）〕⁷⁾は、市民的係争にとっても国法にとっても最上位の上訴審裁判所なのである。後者〔国法〕に関して帝国裁判所の司法権力の〔管轄〕範囲は、仲裁裁判

(Austrägalinstanzen) によって狭められる。〔仲裁裁判とは、〕 国法〔に關わる係争〕を一層高次の水準で私的問題として⁸⁾ 処理する、司法の中でもより限定された類のもの一種である⁹⁾。

市民的司法と国家司法とのこのような結合〔仲裁裁判〕は、一般に、次のような効果を齎す。即ち、既存の〔二種類の〕帝国裁判所の業務を拡大して、次々と生じてくる大量の業務を帝国裁判所が処理し切れなくする。〔事実、〕帝国宮内法院が大量の業務に対処し得ないのと同様に帝国最高法院にもその能力がないことは、皇帝と帝国そして帝国最高法院自身が認めている所である。如何なる悪弊と云えども、〔ドイツ司法に於ける大量の業務程に〕対処の容易なものは無いように思われる。〔蓋し、〕独立の裁判所をもっと多く設置したりしなくても、対処の手段を考え付くのは極めて簡単なことである〔から〕。

【草稿中断】

DIE FORTPFLANZUNG DIESES KRIEGERISCHEN TALENTS...

こうした軍事的才能の増殖…

こうした軍事的才能の増殖を証拠立てるのが、この〔ドイツの〕大群の兵士が役立たずでないという〔事実〕である。〔果たして、〕何世紀も前から、ヨーロッパの諸勢力の間で重要な戦争が行なわれる際には、ドイツ人の勇気が假令月桂冠¹⁰⁾ ではないにしても必ず榮譽を獲得しているし、ドイツ人の血が流されている。

その住民の多さや、その住民の軍事的才能や、住民の主人による自らの血をも流そうとする覚悟やにも拘らず、〔詰り、〕戦争が必要とする死と生とに富んでいるにも拘らず、防衛力の無さという点でドイツに勝る国 (Land) は存在しないし、〔他国を〕征服せず専ら自国を防衛する能力の無さという点でドイツに勝る国は存在しない。〔ドイツでは、〕防衛の試み、単なる〔防衛〕努力ですら、重要なことでもなく、榮譽あることでもない。

周知のように、〔帝国の〕軍勢力は大小様々な規模の〔帝国〕等族の軍 (Militär) から構成されている。小規模な等族の場合、この軍隊 (Armeen)、軍勢 (Heere)、兵团 (Truppenkorps)、或は、如何に名付けようと、これらは通例、警察や儀仗兵以上ではあり得ない。戦士、即ち、それら〔等族〕の軍勢と〔それが果たす〕任務との〔齎す〕名声以上のものは眼中に無い者たちではない。「我が軍隊」という言葉を聴いた時に大規模な軍勢のどの戦士の心をも高揚させるような尚武の精神 (der militärische Geist)、自らの〔軍人〕身分と職務とに対する斯様な矜持、軍勢の魂、こうしたものは、帝国都市の衛兵や修道院の番兵の中では育ち得ない。制服を着てはいてもそうした大規模な軍勢をまだ知らなかった個人が大規模な軍勢の制服を目にした時に呼び起こされる類の尊敬の念は、帝国都市のようなものの制服に対して懐かれるものであり得ない。小規模の等族で最も勇敢な兵士であった者の口にする「私は20乃至30年間この職務に就いていた。」〔という言葉〕は、大規模な軍勢の一将校が口にする場合とは全く別の印象と効果を伴う。と云うのも、この軍人 (Mann) の自負とその軍人に対する他の者の敬意とは、その軍人の所属する

全体の規模と共に増加するからである。蓋し、その軍人は、何世紀もの年月が全体の上に積み上げてきた名声を分有することになるのである。

個々の小軍団は〔兵士の〕数が少ないために〔戦争で〕重要な意味をもたないのを、〔それらの軍団の〕未熟さや〔戦争に〕不向きな組織によって増幅させる必要は無い。〔小軍団に於ける〕以下の諸事情は、非常に大きな不利益を齎さずにはおかない。即ち、戦争が勃発した時に小規模な等族では兵士を募る所から始めることになるし、時には将校ですら改めて任命することになる。その結果、訓練されていない者たちを戦場へ送ることになる。〔小規模な等族では〕或る等族は鼓手を提供しなければならず、別の等族は太鼓を提供しなければならない等ということになる。共同で分遣兵（Kontingent）を派遣する〔小規模な〕等族の数の多さの故に、武装や訓練等が不揃いであったり、兵卒と将校が〔戦場まで〕面識がなかったりするという事態が生じることになる。——本来どの等族も兵站を自分で手配する権利を有しており、従って、服務に於ける非常な無秩序と民間人及び輜重隊への〔服務の〕障害となる過重負担とが支配することになった。——〔例えば、〕法の理論¹¹⁾に従えば、様々な等族〔所属〕の20名からなる前哨が分遣される時は、本来、〔その分遣隊には〕20名の自前の兵站部隊〔例えば〕パン職人等が必要となるという。——帝国台帳（Reichsmatrikel）は〔1521年¹²⁾以来〕二百年経っており、従って、今日に於ける等族〔相互〕の規模や力の比例関係に適合しておらず、従って、不満や苦情や永久的滞納を惹き起こしているとか、台帳の中には、地理的位置ですら最早突き止めることのできないような地方が載っているとか、その他の百もの事情は、あまりにもよく知られていて、人がそれらを取り上げても、退屈になるだけである。

小規模な等族が集まり融合して一つの帝国軍を作れば、そうした等族の軍が〔戦争で〕重要な意味をもたないという事態は消失するとは云え、上述の不利益や他の無数の不利益の故に、戦争でのこの軍隊の有用性は、他のヨーロッパ〔諸国〕の軍隊——トルコの軍隊も例外ではない——以下のものとなる。しかも、そうでなくても帝国軍という名称が既に特別な不幸を背負っていた。他の諸外国の軍隊の名称は、勇気や恐怖の心像（Gedanken）を喚起するのに対して、ドイツの社会で口にされる帝国軍という名称は、皆の顔をほころばせ、身分や職分に応じて〔皮肉交じりの〕快活な気分¹³⁾を呼び覚ます。そして、皆は、何か〔面白い話〕を振舞わんとして帝国軍についてのエピソードの詰まった小袋の中に手を突っ込むのである。もし人がドイツ国民（Nation）は生真面目すぎて喜劇的なものに対する能力を欠いていると思うなら、諸々の帝国戦争での数々の茶番劇を忘れていた。それらは、勿論、可能な限りで最大の大真面目さを以て上演されているのだ。帝国軍の編成とそこからの帰結すべてには少しも改善が見られなかった一方で、ドイツの不幸と不名誉は帝国軍の在り方によって惹き起こされたという感情だけが、帝国軍を嘲笑しようとする皆の悪癖を抑制した。

とは云え、真の帝国軍さえ結集することができれば、帝国軍の上述部分〔小規模な等族の軍〕の在り様から帰結する不利益は、大部分が除去されるであろう。そして、この点に、ドイツが独立の諸国家に解体していること、ドイツが一つの国家であることを止めていることが、最も明瞭

に示されている。原理からすれば、そして、理論からすれば、帝国軍は、怖ろしい軍勢であり得よう。しかし、実践、即ち、ドイツの国法のこの強力な原理は、全く〔理論とは〕別の結果を与える。勿論、莫大な数のドイツ兵を戦場の中に見ること、これまで余りに屢々であった。しかし、どのような仕方ですか？自ずから明らかなように、帝国軍としてではない。30年戦争や7年戦争での内戦に際してのことである。そうした内戦では、対立する〔側の〕援軍として用いられるべき〔ドイツの〕軍隊（Kräfte）同士が互いを滅ぼし合い、ドイツは自らの内臓を引き裂くことになった。ドイツ国制（deutsche Staatsverfassung）と称されているものは、そうした戦争〔内戦〕を防止できないのみならず、寧ろ〔ドイツ国制に従えば〕そうした戦争は、下で論じるように、法的であり合法的である。敵が外国勢力である場合には、ドイツの軍隊は〔内戦の場合にも〕まして取るに足らないものとなる。そうした場合に通例、ドイツ〔帝国〕軍は、大抵、規模的に劣る等族の兵团より構成される。オーストリア、ブランデンブルク、ヘッセン、ハノーファー、ザクセン、バイエルン及びその他の分担兵——〔総計で、中小規模等族の分担兵の〕5倍ある——は、それぞれ単独には小さな軍勢であるが、統合されるならば、怖ろしさを秘めた（an sich furchtbar）軍隊を作り上げるであろうし、〔その中に〕同時に統合される小規模な分担兵の未熟さを消え去らせるであろう。しかしながら、この大規模な〔諸々の〕分担兵は、〔ドイツの〕最高国家権力とは全く別のものに依存しているが故に、ドイツの防御のために彼らが行なう協力には信頼がおけない。〔但し、〕オーストリアの分担兵をこの類たぐいに含めることはできない。と云うのは、皇帝は、帝国軍が弱いか或は信頼できない故に、止むを得ずして、他の諸王国¹⁴⁾の君主〔でもあるもの〕として、等族であるが故の帝国に対する自分の義務が要求するより遥かに大きな努力を以て戦争を行なうのであり、ドイツ以外の〔国の〕へ権力の拡がりをドイツに享受させるのである。しかし、他の〔等族の〕分担兵の場合には、〔一方の〕帝国等族としての義務と〔他方の〕等族自身の領邦への、或は、その他〔等族に〕固有でドイツの利益に無縁の利益への配慮とが衝突を起こす。その後、以下のような事が次に起こり得る。即ち、或る等族は、自らの意図に従って、帝国等族の義務を顧みることなく、分担兵を全く拠出せず、別の等族は、仮令分担兵を拠出しても、猶も戦争が継続している最中に、帝国の敵と講和〔条約〕乃至中立条約を締結して、〔帝国の〕危機的状況の最中に撤収し、攻撃に曝されている同胞等族を、弱体なままに放置し、暴威を振るう優勢な敵の手に委ねる。帝国法が等族に、外国勢力と条約を締結する権利を、従って、外国勢力とドイツとの間で選択する権利を与えるとすれば、且つ、「そうした条約が皇帝や帝国への義務に矛盾しない限りで」という法的約款¹⁵⁾が、ドイツ法〔帝国法〕の主要原則によって、曖昧にであれ完全にであれ〔事実上〕削除されてしまっているとすれば、且つ、帝国分担兵の配備や戦争分担金の支払に等族が加わることを他〔国〕との結合〔条約〕が等族に許さなくなる所まで、帝国議会に於ける等族の表決権（vota）が及び得るとされるのであれば、こうした〔等族と帝国の〕関係は、他の等族にとっては〔危機に面しても〕助力が得られないという状態を結果し、この結果は、それ自身が再び、帝国の弱体を更に拡大させる原因となる。詰まり、自分の構成員を外敵に対して護ることを可能にする〔国家〕体制をドイツは

手に入れようとしなが故に、危険〔に晒されている〕状況は、完全に自然状態(Naturzustand)に移されることになった、〔換言すれば、〕正当とされただけでなく、可能な限り自分のことを考えるという自己保存(Selbsterhaltung)への配慮によって義務的とされ〔さえ〕した。〔等族を〕護れないことが誰にも明白で、〔外国勢力と〕条約を締結する権利によって法律的及び法的に(gesetzlich und rechtlich)も拒絶されている〔帝国からの〕保護を、頼りにすべきであると要求することは、極めて不自然で支離滅裂極まりないことになる。弱小の〔等族〕にとっては、自分だけで全く独立に戦争を起し講和を結ぶことのできる外国勢力¹⁶⁾に保護を求め、そうした外国勢力によって中立と保護を保証してもらうことが必要となる。そうした外国勢力は同時に帝国の同朋等族(Mitstände)なのであるから、尚更に、保証してもらうことは差し支えないのである¹⁷⁾。しかし、〔外国勢力の方も、〕彼等の利害の〔帝国からの〕独立性と固有性の許では、本来、〔帝国等族という〕名称をもっているに過ぎず、従って、〔帝国のためには〕何もしないことによって新しい利益を引き出すのである¹⁸⁾。このようにして与えられる保護は、それが元々特定の対象にのみ関わるものであり、従ってその本質からして一時的なものと思われ、従って〔恒常的な〕保護統治(Schutzherrlichkeit)を意味するものではないが故に、また、まして、近年ではそうした名称〔保護統治〕は回避され、どのような国家にも好んで独立国家という称号が容認されている——実際フランス共和国は〔その衛星国家である〕バタヴィア共和国¹⁹⁾やチサルピナ共和国²⁰⁾との協定に於いて保護統治者と自称することがなかったし、また、そうした協定の条項でフランス共和国がこれらの国家へ駐屯軍として軍勢を置き、その代りに、保護費と呼ばないにしても、毎年〔一定〕金額を徴収する場合には、そうした合意の第一条項は常に当該国家の独立性の承認を含んでいる——からして、そのように〔保護統治と〕称されることすらないが故に、ますますもって差し障りのないこととなる。

幾つかの大規模な分担兵が寄り集まった場合には、分担兵同士の関係の不安定が共同的活動を妨げる。これらの軍隊に対しては、戦争計画の遂行の確実性に必要な〔軍司令官による〕自由な配置〔命令〕が成り立たず、出兵或は寧ろ個別的作戦の計画が実行される為には、軍隊への命令よりは寧ろ交渉が必要となる。「或る個別的な等族の軍隊が酷使されるのに対して別の〔個別的な等族の〕軍隊が優遇されるなら権利の平等性が損なわれるのではないか」という計算すら始まらないことは珍しくない。〔或る個別的な等族が〕そうした分担兵を極めて重要な時機にひょっとして撤退させてしまうかもしれない可能性が取沙汰され、また、自分達を別々の国民(Nation)と看做している別々の軍隊が〔撤退する軍隊に懐く〕嫉妬が取沙汰されるようになると、斯様な状況すべてが、〔兵士の〕数や内容〔装備〕の上ですら勝る帝国軍(Reichsarmee)が相応しい成果を上げ得ないという事態を促進することになる。

それ故、ドイツが戦争に弱いのは、ドイツ住民の臆病或は軍事的無能からの帰結とは看做され得ない。ドイツ住民のことを非好戦的であるとか、最近〔の戦争〕では勇気と同じ位に勝利に貢献している技能について習熟していないとか看做す者は、誰一人としていない。〔実際、〕如何なる機会に際しても、帝国分担兵(Reichskontingente)は、〔彼等の〕勇気に最高の証明を与えた

のであり、彼らがドイツ人という彼等の名前そして彼等の祖先に恥じないことを示したのであれば、先の行動〔分担出兵〕にあって如何なる天恵も齎されず個々の人間や軍団 (Korps) の努力と犠牲が何も結実しないままに失われた責めは、全体の配置即ち普遍的分裂 (Trennung) にある。

財政は、近年、国家権力の主要な部分になっている。なぜなら、ヨーロッパの諸国家はすべて〔既に〕多かれ少なかれレーン制 (Lehensverfassung) から遠ざかってしまっているからである²¹⁾。しかし、国制 (Verfassung) と称されるものについて見れば、ドイツの政治的実情は古〔のレーン制〕の遺物であり、また、その変化はいずれも〔古からの〕減衰 (Verminderung) でしかなかったから、ドイツは、相続すべき如何なる財政を〔元々〕もっていなかったか、或は、いずれ財政と呼ばれたかもしれないものを〔途中で〕失ってしまったか、そのいずれかである。ドイツ帝国の収入、その収入の支出に対する関係、必要額を調達する方法〔例えば〕国債 (Staatskredit, Staatsschulden) は、問題となり得ない。こうした、失敗すれば極めて怖ろしい帰結を招来し得るが故に他の諸国家では最大の才能の投入が必要とされている法外に重要な諸問題、こうした諸々の懸念がドイツを苦しめることは全くない。

今日では国家の支出を賄うために普遍的租税という形式をとっているものが、古いレーン制にあっては、最高封主 (Lehensherr) に固有の占有物並びに権利という形式をとっていた。その最高封主は、支配権の行使〔即ち〕統治、司法、大使派遣等々のための出費を、自らの直轄地からの〔収入によって〕支払っていた。——本来の意味での課税が行なわれる僅かの場合、〔例えば〕最高封主が捕虜となったり、皇太子への分祿が行なわれる等々の場合は、ここでは、考慮に入れない。戦争に対する出費については、いずれの封臣も自分で支払わねばならなかった。〔それに対して、〕近年では、こうした財政欠如状態 (Finanzlosigkeit) とは別の極端〔中央集権的財政〕が見られてきている。即ち、最下位の村判事 (Dorfrichter) juge de paix²²⁾ や捕吏や更に下位の者にまで至る公職が必要とする如何なる費用も、最初は税金として最高国家権力の許に届けられ〔集められ〕、そこから再び国家支出として公務の最も細い枝葉に届くまで、法律、布告、決済といったあらゆる中間項を経ながら、流れ下っていつているのである。

ドイツでは、このように細かな公的出費にも国家が余計な介入をする等ということは起こらず、〔帝国〕直属の等族ですらも²³⁾、そして、その中の領邦都市 (Landstädte)、村も、普遍的な監督の下にあるとは云え〔常に〕国家〔帝国〕の命令に従うのではなく、財政の中でも彼等に直接的に関係するような部分については、大抵自分で面倒を見る。——しかしそれだけではない。ドイツは、多数の独立国家に分散しているが故に、本来の普遍的な財政が存在していない。このように〔普遍的な〕財政が欠落していることは、上で示したように、そのことだけでは、ドイツが国家であることを妨げるものではないだろう。最近では〔専ら〕軍事力による共同的防衛のために財政制度が必要とされているのである限り、そうした財政制度が存在してさえいれば、〔ドイツは国家であることを妨げられないだろう。〕

〔帝国〕最高法院の維持のために等族によって支払われる〔帝国〕最高法院税

(Kammersteuer) が、本来、ドイツで唯一正規の財政を成す。従って、この税は非常に単純であり、それを管理するのに Pitt のような〔有能な〕人物は必要とされない。この〔帝国〕最高法院税 (Kammerzieler) についてさえ、往々にして納入状況が悪いとの嘆きが聞かれる。〔例えば、〕ブランデンブルクは、何年も前に下命された増税分を支払っていない等々。帝国宮内法院 (Reichshofrat) という別の最高位の帝国裁判所の定期的費用は元より皇帝が担ってきているが、最近になって、そのための資金を、〔皇帝への〕帰属に復帰した帝国レーン (Reichslehen) の売却によって作ろうという企てが始まっている。――司法は元々国家権力と如何なる直接的な関係をもっていない。然るに、この司法が同時に国家権力の組織、政治的諸関係にも関係している限りでは、司法について後に言及することになるであろう。嘗てそれぞれの君主が彼等同士の違いを調停するために往々第三の君主を仲裁裁判官 (Schiedsrichter) として選出したり、或は、苟も教皇庁を共通の法廷としたりしてきた二つの国家は、一つの国家と看做されてこなかった。それと同様、帝国司法と称されているものや帝国司法に関係している財政制度は、ドイツを一つの国家とはなし得ない。

レーン制の原則に従えば、等族自身が分担兵に〔給与を〕支払い給養することになっている。〔しかし、〕後者の点〔給養〕については、逼迫した必要の故に多くの等族が、この〔レーン制以来の〕権利の行使を止めようとしたり、帝国元首と共同的給養支給に関する取決めを結ぶという有利な逃げ道をとろうとした。果たして、小規模等族は、自分の兵士は自分が戦場に送り込むという自分の権利を用いなくなり、また、大規模等族と協定を結んで、その大規模等族が小規模等族に相応しい数の軍隊の布陣を決めるようになった。しかし、見て取れることは、〔確かに、〕ここには、〈自前の分担兵から拠出金への変更〉、〈或る意味で個人的な支払から近代的な財政制度への移行〉、それと共に、〈軍事力〔軍隊〕の創設と維持との帝国元首への委託〉へと向かう萌芽が現れ出ているが、〔しかし、〕こうした事態は小規模等族にのみ該当したのであり、一時的な偶然の出来事であった。

現代の戦争にあって兵士の布陣によっては充足されないような諸側面〔給与と給養〕にかかる費用のために等族達は、ローマ月税 (Römermonaten)²⁴⁾ の名の下に拠出金〔の支払い〕を決定した。この〔ローマ月税〕、ドイツ帝国戦争作戦金庫納入金 (die deutschen Reichs=Kriegs=Operations=Kassen=Gelder) の計算書に拠れば、〔帝国議会で〕議決されていた〔ローマ月税〕の約半分が納入されたことが示されている。〔ドイツ帝国戦争作戦〕金庫の現金保有高は、公開された所によれば、ラシュタット会議の開会²⁵⁾ に先立つ戦争最後の数ヶ月間では、300 フローリンであったが、別の月では、500 フローリンであった等々²⁶⁾。他の国々であれば、戦争金庫の保有高が毎月公開されたりはしない。ドイツの場合は、このように公開しても、帝国の戦争作戦に対抗する敵側の作戦に全く何の影響も与えない。

〔上述の諸側面よりも〕もっと重要な側面は、このこと〔帝国の財政〕に関して現状を支配し表に現れ出ている原則のほうである。即ち、帝国税問題全般に於ては帝国法に従う限り、投票の少数派は、少数派がプロテスタントであるという条件が充足されるならば、多数派による拘束を

受けない。しかし、この条件が充足されなくても、ブランデンブルクは、引き上げられた〔帝国〕最高法院税（Kammerzieler）を支払っていない。〔帝国議会では〕多数が拘束力をもつことは何も確定していないから、という理由で。更に、上で述べたように、最近の戦時中に〔帝国議会の〕多数による議決に基づいてローマ月税支払いの公示がなされたが、多くの等族が、他所〔の国〕との結び付きを理由に〔支払いに〕加わろうとはしなかった。誰にでも判るように、仮にドイツが国家であれば、そのような原則〔帝国議会に於ける多数決決議が拘束力をもたない〕は全く不可能であろう。

嘗ては、財政に関しても国家権力が〔今〕以上に存在していた。しかし、帝国都市の〔支払う〕関税、租税といった皇帝の収入は、一般的に、皇帝の〔私的〕所有物と看做されていたのであり、彼の時代は、普遍的なもの——国家、国家の権力——の概念からは全く遠ざかっていたのである。〔事実、〕皇帝は自分の収入を〔所有物として〕売っていた。しかも、もっと理解し難いことに、等族は皇帝の収入を買ったり或は抵当——後に回収不能とされた——として受け取ったりした。同様に、直接的な国家権力ですらも買われたり或は抵当として受け取られたりした。或る民族（Volk）の野蛮性を示す特徴で、そうした特徴以上に強力なものを探し出すことはできない。

とは云え、時折は、ドイツのために財政〔制度〕を創始すべき必要性が〔帝国等族によって〕感じられて、帝国の資金源を増加させようという提案が〔帝国等族によって〕為されたことは、否定できない。〔しかし、〕同時に、〔帝国〕等族には、抛出を定めた法律によって〔帝国の〕財力を現実化しようとする本意が無かったのであるから、国家のために恒久的基金を見出すことと、〔帝国〕等族に負担を課さないことが、統合されなければならなかったであろう。〔然るに、〕後者の事情のほうが志操の中で主たるものとして優位を占めるのであれば、「仮にドイツの金山が増えても、そこ〔で採れる金から鑄造された〕ドゥカーテン金貨が、帝国のために使用〔支出〕されないとしたら、そうした金貨は悉く直ちに水のように流れ〔消え〕去るべきであろう」という願望を披歴した者が、多数の名誉ある帝国市民（Reichsbürger）によって、ドイツに嘗て存在した中で最も偉大な愛国者であると看做されたのは、何も不思議なことではない。何故なら、彼等〔帝国市民〕は、〔その願望を聞いた〕最初の瞬間に、その〔願望の〕ようなことになれば帝国金庫に一文も入らなくなるという反省〔懸念〕よりも先に、そう〔金貨が悉く帝国のために使用されるように〕なれば〔自分達が〕支出する必要は全く無くなるだろうという感情を懐いたのであるからである。このことはさて置き、少し古い帝国議会は、逆に、そうした〔国家のための恒久的な〕基金の必要に対して、そうした〔金山のような〕観念上の財源をではなく、——個別的な〔帝国〕等族が自分の財産の内の幾らかを犠牲に供しなければならないということなく——真正の实在物〔即ち〕現実的な土地を、帝国国事の出費に支出するためのものとして定めていた。——それは、彼の狩人達が、実在的な熊を、酒宴の支払いのためのものとして定めていたのと同様である。——例えば、数世紀前に或る法律²⁷⁾が作成されて、他所の国民の支配の下にある諸国民はすべて、ドイツ帝国が彼等を取り戻した暁には、帝国基金（Reichsfonds）を創

設するように定められている、とされた。従って、ライン左岸の喪失〔すら〕が、慰めという側面から、即ち、そうした基金の設立に向けた一つの可能性として、見られ得ることになる。

仮令、その時代には〔現代よりも〕一層根本的な意味をもっていたそうした思想〔帝国基金の創設〕が忘れられていないとしても、また、仮令、ヨーロッパ²⁸⁾やドイツに於ける今日の政治的状态の中にありながらもそうした希望〔帝国基金の創設〕に対して希望を懐くのに十分な程に、ドイツ人の性格が多血質的 (sanguinisch)²⁹⁾ であるとしても、それでも、今日では国家の本質に属している類の権力即ち財〔政権〕力をドイツが所有しているか否かを検討する際にそうした思想が顧みられることは無いであろう。

個別の等族が、普遍的な〔帝国全体に関わる〕問題に対して、例えば〔帝国〕アハト刑宣告或はその他の帝国司法判決の執行に際して、費用と労力を負担するという事例も、以前は度々発生した。それらの執行が実際に実施に移された場合には、費用は敗訴側の負担とされた。〔然し、〕当然ながら、〔敗訴〕側は権利に於てのみならず戦争に於ても敗れたのでなければならなかった。と云うのも、七年戦争での帝国執行軍 (Reichsvekuationsheer) は、その労力に対する如何なる損害補償をも、その執行軍が差し向けられた等族〔プロイセン〕から受け取らなかつたからである。より古い時代には、〔帝国〕アハト刑宣告を実際に執行する上でのより強力な拍車が存在した。〔即ち、〕執行側は、〔帝国〕アハト刑宣告について、それを執行する権利以外には何も権利をもっていなくても、〔執行に要した〕出費に対する補償として、執行対象の等族の土地或は土地の大部分を手に入れたのである。〔例えば、〕このような仕方ですイス人はハプスブルク家の元々の〔相続財産であった〕土地の大部分を所有するに至った³⁰⁾。バイエルンはドナウヴェルトを〔同様の仕方〕で所有するに至った³¹⁾ 等々。

戦力並びに財力の斯様な欠如の故に、ドイツは国家 (Staat) とは看做され得ない³²⁾。ドイツには、自らを守る能力が無いのである。

【草稿中断】

KAN, WODURCH DIE FREYHEIT..

できる。そのことによって自由は…

できる。そのことによって自由は司法権力 (die richterliche Gewalt) にとって危険なものとなる。しかし、司法 (die Rechtspflege) は、国家権力をその対象とする場合には、その本性から全く逸脱することになる。何故なら、国家権力を対象とすることによって、本質的に国家の一部分でしかない司法が、〔本来〕全体が部分に従うか否かは全体の恣意であるにも拘らず、全体〔国家〕を超え出たものとされることになるからである。全体は、権力の存在する所に、存在する。何故なら、権力は、個別的な者の統合だからである。司法と称されるものの側にも同時に権力が存するという仕方です諸権力が組織されているのでない限り³³⁾、この司法は純粋に理論上のものである。〔純粋に理論上のものである〕司法が、等族相互間の比較的に重大でない係争の場合に〔司法〕

本来の帝国裁判所〔帝国最高法院と帝国宮内法院〕によって実地に移されたり、比較的に重大で全体に対する責務に関係する係争の場合に帝国議会によって実地に移されたりすることは、あり得ない。国家権力を私的所有物と看做したり取り扱おうとしたりすることの中に潜む矛盾を解決しようとする努力は何世紀にも互って行われてきたが、成果が上がりなかつた。争いが生じた場合には武器を用いた暴力 (Gewalt) によってではなく — 何故なら、暴力は法について決着をつけることなど勿論できないとされているから — 判決 (Urtheil) と法 (Recht) によって決着が図られるべきであるという美しい理論 (Theorie) に対して、実践 (Praxis) が背馳するに至った。即ち、実践は自然 (Natur) に従ったのである。帝国の有力等族相互の関係、帝国に対する有力等族の関係が、事柄の必然性によって、法 (Recht) の領域から政治 (Politik) の領域へと移されているのである。同時に他の国々の君主でもあるような強大等族は、仮令他国の君主でなくても、〔強大等族以外の等族の場合とは〕別の相互関係にある、即ち、戦争と平和についてラント平和令 (Landfrieden)³⁴⁾ の法律の下に服してはいない。弱小等族は、確かに、ラント平和令に従っていて、交戦することはないが、しかし、外国勢力と同盟する権利によって³⁵⁾、〔同盟という〕迂回路を経る場合に限られるとは云え、強大等族の場合と同じ〔相互〕関係にある。実際、例えば、或るミュンスター司教が前世紀に³⁶⁾ 或る外国の同盟者として帝国都市 (ReichsStadt) ミュンスターを占領して〔帝国都市としての権利を剥奪して〕領邦都市 (Landstadt) に変えてしまったことがある。また、領邦の占有等の一層重要な〔事柄〕は、選挙協約によるか或は他の正式な仕方によるかで、政治の対象とされた。〔即ち、〕そうした対象については、帝国裁判所や最高司法権力によって決着が付けられるのではなく、等族間の示談 (göttlicher Vergleich) によって決着が付けられた。そして、示談によっては決着を付けることができない場合には、必然的に戦争によって決着が付けられることになる。ユーリッヒ=ベルク継承問題 (die Jülich=Bergische Successions=Sache)³⁷⁾ は、法的手続によって決着が付けられたというよりは、寧ろ三十年戦争を惹起した。また、最近のバイエルン継承問題 (die Bayerische SuccessionsSache)³⁸⁾ でも、物を言ったのは、〔二つの〕帝国裁判所ではなく大砲と政治〔的駆け引き〕である。弱小の等族に関わる問題に於ても、決定的な判決を下すのは帝国の司法ではない。コーブルク=アイゼンベルク (Koburg Eisenberg) やレームヒルト (Römhild) の家系が途絶した後の領地に関わる、ザクセン諸家の継承抗争に於て 206 通もの帝国宮内法院決定 (conclusa) が発せられたにも拘らず最も重要な点は示談によって決定されたというのは、周知の通りである³⁹⁾。〔確かに、〕同様に、リュッティッヒ問題 (die Lütticher Sache)⁴⁰⁾ に於て帝国最高法院が判決の言い渡しを行ない〔判決の〕執行を指示して、その〔執行の〕為は何名かの帝国等族を召集したのみならず、〔召集された〕等族達がこの〔判決執行という〕責務を実際に果たした、という事実を人々は見てきた。然しながら、〔判決の執行が〕始まるや忽ちのうちに、執行者の中で最有力の等族⁴¹⁾ は、帝国最高法院の言い渡した〔判決〕を執行するだけであることに満足しなくなり、自分なりの善意に従って事を進めようとして、戯れに問題を司法の道から政治の道に移し⁴²⁾、裁判に基づかない手続で解決しようとするのが貫徹できないとなると、〔帝国最高法院

が与えた] 執行者の役割をすら放棄してしまったのである。[リユッティッヒ問題のように] 領邦君主 (Fürst) と臣下の間で生じた誤解のような問題では示談 (Vermittlung) が望ましいであろうが、[一旦] 法廷で判決が下ってしまった場合には、[判決の] 執行の代わりに別に示談が設定されていることによって、問題が収斂していった眼目への全体的な視点が狂わされてしまうし、目前の事への見かけ上での好い効果によって、[国家] 体制の本質的な原理が狂わされてしまう。或は、寧ろ、体制の本質的な原理が疾うに既に狂っているということが、そうした機会に露わになってきている。

そうした点については、区別が設けられなければならないように思われる。有力な等族相互の関係は政治によって決着が付けられるのに対して、弱小の等族は自分達の生存を法的団体としての帝国 (der rechtliche Reichsverband)⁴³⁾ に負わざるを得ない、ということは余りにも明白である。自分に隣接する強大な同胞等族に対して自分が単独で対抗し得ると看做しているような帝国都市 (Reichsstadt) は存在しないし、帝国騎士 (Reichsritter) も自らの〔皇帝への〕直属性⁴⁴⁾ を〔領邦〕君主に対して、自力で主張できるとも、他の帝国騎士団との結び付きによって主張できるとも、信じていない。事態は説明を要しない。即ち、フランケンに於ける帝国騎士の運命⁴⁵⁾ を引証することは余計なことである。〔何故なら、〕選帝侯領を占領しようとするフランツ・フォン・ジッキンゲンの企ての様な企てが、今の時代に可能な出来事の一つであることは最早なく、況して、その様な企ての成功が、今の時代に可能な出来事の一つであることなど最早ない〔からであり〕、また、帝国都市または修道院の連合 (Associationen) も、それが嘗てなし得たこと〔強大な等族に対抗すること〕を最早なし得ないからである。個々の〔弱小〕等族〔の生存〕を維持している所以が、個々の等族の権力ではなく、それらが結合〔同盟〕している時のそれら等族の権力でもないとするれば、それら〔弱小〕等族は、〔皇帝〕直屬的な即ち謂わば〔皇帝〕依存的な国家としての生存を、他でもない帝国団体〔法的結合としての帝国〕に即ち〔永久〕ラント平和令を通じて実現した法的体制 (rechtliche Verfassung) に、負っているように思われる⁴⁶⁾。然るに、こうした所謂法的関係〔帝国団体〕が、そしてそれと共に、騎士領、修道院領、帝国都市、〔帝国〕伯領その他の存立が、果たして何によって維持されているか? という問題がある。法的関係自身の権力によって維持されているのではないことは明白である。何故なら、〔法的関係の中には〕如何なる国家権力も存在しないからである。寧ろ、〔有力等族同士の関係と〕同様に、政治によって維持されている。もし政治をすんなりと弱小等族の生存の基盤と看做さないのであれば、そうしたことができるのは、以下の場合、即ち、〔帝国の在り方を〕考察する際に、〔諸等族間の〕媒介項をなす帝国団体⁴⁷⁾ という基盤の許に留まって、帝国団体を支えている所以を忘れてしまう、という場合に限られる。ルッカ、ジェノヴァその他のような〔弱小の〕国々は、それらがピサ、シエーナ、アレツォ、ヴェローナ、ポローニャ等々の運命を経験するまで⁴⁸⁾ — 要するに、イタリアの都市、侯領、伯領その他の地理全体〔に互って同様の運命〕を数え上げることができるであろう —、帝国団体なしで何世紀にも互って維持されてきた。以前には数多くの独立した都市を呑み込んできて外見上は有力な共和国⁴⁹⁾ には、外国勢力の司令

官⁵⁰⁾のあからさまな命令を伝達する一人の副官の到来が終焉を齎した。イタリアの数百もの独立的諸邦が運命の宝籤から空籤を引いていた間に、独立を幾らか長引かせる数少ない当り籤を引き当てた〔小規模〕諸国家が存続し得たのは、専ら、それら諸国家の国境を定める〔力を備えた〕大規模諸国家の嫉妬深い政治による。〔小規模〕国家は、これまでの数世紀の間には大規模国家と戦うこともあったが、しかし、外的な敗北は喫しなくても、〔戦いの結果〕大規模国家に対して全く不釣り合いなまでに弱くなっていった。しかし、餌食になっての分け前が平等であれば、〔領土の〕拡大または縮小が平等であれば、〔小規模国家の〕政治の嫉妬心も〔大規模国家の場合と〕同様に満足を見出すのである。そうしたこと〔政治的嫉妬心の満足〕に源をもつ利害結合〔利害の一致〕の中で、ヴェネツィア、ポーランド⁵¹⁾その他の諸国家は、消え失せていった。

自力救済権 (Faustrecht)⁵²⁾が政治に変更されることは、アナーキー (Anarchie) から国制 (Verfassung) への移行とは看做され得ない⁵³⁾。真の原理は変更されておらず、変更されたのは、原理の外側だけである。ラント平和令以前の状態の中では、侮辱された者または征服欲に駆られた者が正に縦横無尽に戦いまくっていた。それに対して、政治の中では、〔確かに、〕戦いを始める前に、少ない利益の為に大きな利害が危険に晒されることのないように、計算が行われるが、しかし、利益が確実に得られそうな場合には、戦いを止めることがない。多数のドイツ諸国家は如何なる〔統一的〕権力をも作り上げていないので、その〔権力の〕諸部分の独立性が尊重されるのは、他の諸権力の利益がそうすることを要求してくる場合、及び、高次の利害や賠償の権利その他が問題にならない場合に、限られる。利害という点では、例えば、フランス軍がドイツの半分を占領した時に、フランスは——オランダ、及び、後に講和条約⁵⁴⁾の中でフランスに割譲されてしまったライン左岸の諸邦に於ける独立諸国家並びに〔帝国〕直属等族資格〔をもつ国々〕 (Standesherren) を廃止したのに加えて——ライン右岸の諸邦の国制をも廃止したのであり、更には、——仮令数多くの侯爵領、伯爵領、司教区、修道院、帝国都市、男爵領の独立性を斯様に粉碎したことが長続きするものではないとしても——そうすること〔独立性の粉碎〕で、これらの諸邦を遙かに大きな不幸の中に陥れた〔ことであろう、〕もしも政治、即ち、プロイセンや〈講和を更に困難なものにする惧れのあるもの〉その他に対する配慮、そして勿論——軍事税 Kontributionen (フランスの公式書状に拠れば、それらの諸邦では軍事税は少額取り立てられたに過ぎなかった⁵⁵⁾) の徴収を目的に定められている規程が上げる——利益〔の計算〕が、そうなることを阻止したのでなかったとしたら。

あからさまな実力 (Gewalt) の状態から計算づくの実力の状態への斯様な移行⁵⁶⁾は、当然、一氣に為されたのではなく、寧ろ逆に、法的体制 (eine rechtliche Verfassung) を通じて〔徐々に〕成し遂げられたのである。それでも、ラント平和令以後〔の〕ドイツは今日〔のドイツ〕以上に国家である、と看做し得た。〔確かに、〕レーン制によって国家権力 (Staatsgewalt) は非常に多数の諸部分に寸断されていたが、しかし、部分の多さの故に個々の部分は全体に対して抵抗し得るだけの力が無かったのである。しかしながら、仮令運命がドイツをそうした〔計算づくの実力が支配する〕状態に至るべく定めることなど全くないとしても、ドイツは、無法状態への倦

厭〔の蔓延する状態〕を克服するであろう。即ち、〔或る時は⁵⁷⁾〕ラント平和令によって、或る時は宗教（それは〔宗教改革で〕国民を永遠に分裂させてしまったが）へのより深い関心によって、より確固とした連関を築こうと試みるであろう。フェーデ時代の無法状態に於けるあらゆる暴虐——等族同士〔の関係〕という意味でも、全体〔帝国〕に対する等族〔の関係〕という意味でも——の中にあっても、或る種の全体的連関（Zusammenhang des Ganzen）が成り立っていたのである。

【つづく】

註

- 1) 『ドイツ国制論』で最も有名な「ドイツは最早国家ではない」という否定的表現に対し直接的に「ドイツは嘗て国家であった」と肯定的に明言した唯一のテキストである。このテキストは、此度の新全集版に於て初めて公刊された。この場合の「国家」が具体的に何を指示するかは決して自明ではない。この問題については嘗て下記拙稿で『ドイツ国制論』草稿のテキストに即して分析した。「レーン制と近代国家——『ドイツ国制論』に於けるヘーゲルの帝国改革構想——」, 京都外国語大学『研究論叢』第56号, 2001年。
- 2) *zusammenwirken* は自動詞であるから、不完全な文章である。補足の仕方は一通りではないが、当訳では、*sollten* を *Mitglieder* の後ろに補って読む。
- 3) 茲での権力は、その構成員としての等族に対する全体としての国家の強制権の行使を可能にするための権力という意味で理解されている。
- 4) 国家権力の在り方を巡る茲での議論の構造に注目する必要がある。国家権力の概念の下で必ずしも中央集権的な権力構造が理解されているのではない。領邦国家が夫々に権力をもつことを前提に、そうした領邦国家に対する強制権力を帝国がもつ、という構造が想定されている。茲に示されている国家は連邦国家の性格が非常に強い。ヘーゲルの「国家の概念」の内実を理解する上で前提として確認しておくべき点である。
- 5) 今日一般的な「神経」の意味ではなく、「言明」を現実化する力という、文脈に相応しい古い意味、即ち、ラテン語の *nervus* 「腱」「筋肉」の意味で用いられているものと推測される。当時そうした意味での用例が存在したことは確認されている。Grimm, *Deutsches Wörterbuch*, Bd. 13, Sp.611f.
- 6) これに対して、*Reichsverband* は、「帝国団体」と訳す。
- 7) これ等の詳細については、ベーター・エストマン著、山口正樹訳「ドイツ国民の神聖ローマ帝国の2つの最高裁判所（1495年から1806年）：歴史・研究・展望」, 北大法学論集 64 (4), 2013年が参照されるべきであろう。
- 8) 文法的には *als PrivatSachen* を比較級 *höher* に対応すると解することも可能である。即ち、「私的問題よりも一層高次の水準で」と解釈することも可能である。然し、続く文脈を勘案して斯様に訳す。
- 9) *einer Art von ...* を *eine Art von ...* の誤記と解釈する。即ち、*die Austrägalinstanzen* と *eine Art von ...* とを同格と解釈する。

尚、仲裁裁判の位置付けに関しては、本文の記述で略尽くされている。その歴史的経緯に就ては、以下の記載で全体的見通しが与えられており、背景理解に有益である。
Handwörterbuch zur Deutschen Rechtsgeschichte, hrsg. v. A. Erlner und E. Kaufmann, 1. Band, 1973, S.273f.

斯様な仲裁裁判の発達の背景に帝国の司法権力の弱体化と領邦高権の成立とがある点、更に、仲裁裁判が帝国直属身分の特権となっていた点については、例えば、以下の記載を参照のこと。Handwörterbuch zur Deutschen Rechtsgeschichte, 4. Bd., 1990, S.1386ff.

- 10) Lorbeeren. ここでは戦争の勝利を象徴している。
- 11) 曖昧な表現であるが、具体的には恐らく 1681/82 年の帝国軍制 Reichskriegsverfassung を指示しているものと推測される。この問題に関する邦語文献としては、以下が詳しい。求馬久美子「1681/82 年「帝国軍制」について：17 世紀後半のドイツにおける帝国防衛体制」、北海道大学文学部西洋史研究室『西洋史論集』第 1 巻, 1998 年, 34 頁以下。但し、テキストの記述の資料源泉は不明。少なくとも Johann Stephan Pütter, Historische Entwicklung der heutigen Staatsverfassung des Teutschen Reichs ではない。
- 12) 1521 年 Worms で開催された帝国議会で定められた帝国台帳は、帝国の終焉まで、帝国クライス制度に基づく帝国軍の編成とその財政的基礎となる帝国税の徴収とのための基準とされた。
- 13) „alle nach Stand und Gebühr witzigen Launen“ の alle は、強調の用法であると解釈する。
- 14) 「諸王国」とは、必ずしも厳密な意味での「王国」には限定されず、ハンガリー王国、ポヘミア王国、クロアチア王国、ナポリ王国、そして、モラヴィア、南ネーデルラント、ミラノその他を指すものと思われる。
- 15) ヴェストファーレン講和条約に於ける所謂同盟権の規定に附された文言。オスナブリュック講和条約 (Instrumentum Pacis Osnabrugense) であれば、第 8 条第 2 項に当該の文言は登場する。Quellen zum Verfassungsorganismus des Heiligen Römischen Reiches Deutscher Nation 1495–1815, hrsg. v. Hanns Hubert Hofmann, Wissenschaftliche Buchgesellschaft Darmstadt, 1976, S.188f.
- 16) 当初、「有力な等族」(mächtige Stände, mächtigere Stände) という表現が用いられていた。
- 17) ここで想定されているのは、例えばドイツ諸侯同盟に於けるような関係であろう。もしそうであるとすれば、ここで「外国勢力 (auswärtige Mächte)」が複数形をとる理由が理解可能となる。プロイセンとオーストリアとを具体的に想定し得るからである。その場合には、当然、オーストリアは、狭義のドイツに対する外国と位置付けられていることになる。その意味では、前註で言及された表現の変化は、帝国に於けるオーストリアの位置付けに対するヘーゲルの考え方の変化を指示している可能性がある。
- 18) aber 以下を、意味的に、da で始まる副文の中には含めない。形式的・文法的には、勿論、含まれる。
- 19) 対仏同盟戦争でネーデルラント連邦共和国が敗北し滅亡した後 1795 年 1 月 19 日から 1806 年 6 月 5 日までオランダに存在した国家。
- 20) ナポレオンのイタリア遠征によって占領された北イタリアに設立された国家。1797 年 6 月 29 日にナポレオンによって成立が宣言され、1802 年 1 月 26 日にイタリア共和国と改称されるに至った。
- 21) レーン制にあって権力は、恩貸地制を経済的基盤とする人的主従関係である従士制によって成り立っていたが、レーン制が衰退した近代国家にあって権力は、次第に国民軍に実力の基盤をもつようになるが、それを経済的に支える国家財政の確立が近代国家の急務となっていく。
- 22) 一般的訳語は「治安判事」。民事と刑事の両方を管轄とした。文脈から明らかな様に、現代のフランスの司法・行政制度を中央集権的なものと理解している。「最近 (in neuern Zeiten)」とは、フランス革命以後を指示するものと思われる。詰まり、レーン制下の主にドイツと革命後のフランスとが対比されている。
- 23) 草稿への書き入れに就て全集版編集者とは別の解釈の可能性があると思われる。文脈的に、sogar は、die unmittelbaren Stände の前に位置すると解釈すべきものと思われる。
- 24) 訳語は、金子武蔵に従う。他に、「ローマ進軍援助」と訳されることもある。単に「レー

マー・モーナト」とする場合も多い。簡略な解説としては、「これはもともと「ローマの月」の意味で、ローマにおける皇帝戴冠式の護衛として認められた兵員の費用にあてるのが、その本来の目的だったことにちなむ名称である。」「レーマー・モーナトは、一五二一年の帝国台帳 [Reichsmatrikel] によってそれぞれの帝国等族に割り当てた兵員の一ヶ月間の維持費を指している。(中略) それぞれの帝国等族は、帝国会議で定められたレーマー・モーナト数に応じた金額を送金しなければならなかった。」ピーター H. ウィルスン著、山本文彦訳『神聖ローマ帝国 1495 - 1806』岩波書店、2005年、84頁以下。Vgl. Hermann Conrad, Deutsche Rechtsgeschichte, Bd.2, 1966, S.123, 135. 同書には、金額決定の仕組みと具体的な金額が示されている。因みに、それらに拠れば、騎士一人につき、12 グルデン、歩兵一人につき、4 グルデンを要した。Zedler に拠れば、„römer-monat...ist eine reichs-anlage und collecte in Deutschland, nach welcher dasjenige, was jeder reichs-stand bedürffen fall contribuiren muß, gerechnet wird, und beträgt, was die gesammten kreise vor einen römer-monat erlegen müssen, 2681 mann zu pferde und 12795 mann zu fuß, oder an gelde 83964 kayser-gulden.“ Johann Heinrich Zedlers Grosses vollständiges Universal-Lexicon aller Wissenschaften und Künste 1731-1754, Bd. 32, S.344.

- 25) 1797年12月9日。Vgl. Sammlungen der Akten des Reichsfriedens=Congresses zu Rastadt. Erstes Heft. Protokolle der Reichs=Deputation bis zur vierzigsten Sitzung. 1798, S.1.
- 26) 対応する浄書稿とは、金額と単位(浄書稿ではグルデン)が異なっている。異なる理由は未解明である。詳細は、浄書稿に附した訳註を参照のこと。
- 27) これが具体的にどの法律を指すかは、未解明である。
- 28) 【ヘーゲルによる欄外書込み】執行費用 (Exekutionskosten)
- 29) ヒポクラテス以来の四体液説(四種類の体液間の量的優劣関係による気質の決定を説く説)に基づく気質の四区分のひとつ。当該文脈では、楽天的・楽観的な気質を指示する。他に粘液質 (phlegmatisch)・胆汁質 (choleric)・黒胆汁質 (melancholisch) がある。『ドイツ国制論』執筆当時、体液説乃至血液生理学は流行が拡大しつつあり、用語として使用される頻度も高まりつつあった。当時の血液生理学の歴史については、下記の論文を参照。Karl Eduard Rothschuh, Zur Geschichte der Pathologie des Blutes, insbesondere zur Lehre von den Schärffen, Krasen und anderen Fehlern der Säfte. Zugleich ein Beitrag zur Geschichte der Humoralpathologie zwischen 1750 und 1850. *Sudhoffs Archiv* 35, 1942, S.293-311.
- 30) ハプスブルグ家は、古くは、スイス北部から独仏国境アルザス地方に至る地域を支配していた。11世紀には、現在のスイス北部 Aargau 州辺りを本拠地としていた。ヘーゲルの文章は、1415年にハプスブルグ家に対して宣告された帝国アハト刑を執行するスイス誓約同盟が Aargau を占領して事実上自らの領地に組み入れ翌 1416年にそれをハプスブルグ家から購入するに至った経緯を指示しているものと思われる。
- 31) Pütter, op. cit., S.22f. 金子訳の訳注に、Pütter の記載に基づく事実関係の解説が与えられている。金子武蔵訳『ヘーゲル政治論文集 上』岩波書店、1967年、211頁以下。但し、Pütter が言及している事実、1606年から1607年に掛けて起こった所謂「十字架と旗の戦い (Kreuz-und Fahngengefecht)」である。

尚、Pütter は、帝国最高法院と帝国宮内法院の間の裁判管轄権を巡る争いの事例として、ドナウヴェルト (Donauwerth. 現在の標準的表記は Donauwörth) の事例を挙げている。更に下記も参照。Hermann Conrad, Deutsche Rechtsgeschichte, Bd.2, 1966, S.25.

- 32) 【ヘーゲルによる欄外への書き込み】「ここからの諸帰結については、II: を見よ。」
- 33) 一種の権力分立が主張されている。即ち、全体としての国家に権力が帰属するという前提の上でのみ、部分としての司法にも権力が帰属する、という構造が求められている。神聖ローマ帝国の連邦的政体を法共同体として評価しようとする J. S. Pütter の帝国論への批判を含むと思

われる。

- 34) 単数形である処からして、1495年に制定された永久ラント平和令 (Ewiger Landfriede) を指すものと思われる。
- 35) 勿論、ヴェストファーレン条約に於て帝国等族に対して認められた同盟権を指示する。その成立の経緯と内実については、次の文献に詳しい。明石欽司『ウェストファリア条約その実像と神話』慶應義塾大学出版会、2009年、164頁以下。
- 36) 茲での記述が、市民と対立した司教 Christoph Bernhard von Galen が1661年に市を占領しその権利を剥奪した事件を指しているとするれば、「前世紀に (im vorigen Jahrhundert)」という表現は17世紀を指していることになり、そこから必然的に、この草稿の執筆時期が1801年より以前であることが導かれてくる。しかし、この結論は、全集版編集者の考証とは一致しない。彼等は、早くても1801年2月以降、恐らく1801年夏に執筆されたものと推測しているからである。Georg Wilhelm Friedrich Hegel *Gesammelte Werke*, Bd. 5, 1998, S.584-590. 全集版編集者の考証が正しいと仮定した場合には、二つの可能性がある。一つはヘーゲル自身の勘違い、もう一つは訳者による事実との対応付けの誤り。しかし、全集版編集者の考証が誤っている可能性もある。草稿の終了時期については考証の確度が高いと思われるが開始時期については、確度はそれ程に高くはないと思われる。その意味では、1800年末頃には当該草稿の執筆にヘーゲルが着手していた可能性も決して低くないと思われる。
- 尚、訳者による事実との対応付けに際して解釈の困難な点の一つある。「或る外国の同盟者として (als Bundesgenosse eines fremden Staates)」に対応する事実を見出し得ない点である。微かに1665年にネーデルラント連邦共和国との抗争に於て von Galen がイングランド王チャールズ二世と同盟を締結した事実を見出すことはできる。ヘーゲルの記憶の混乱である可能性も排除できない。
- 37) 上掲金子訳217頁以下でも指摘されている通り、ユーリッヒ＝クレウエ (Kleve) 継承問題 (戦争) (1609-1614) の間違い。ユーリッヒ＝クレウエ＝ベルクの Johann Wilhelm が1609年に死去した後に、その領地の継承権を巡って、ブランデンブルク家の Johann Sigismund 公とプファルツ＝ノイブルクの Wolfgang Wilhelm 公の間で勃発した継承戦争。両者を支持する、当時組織されたばかりのプロテスタント同盟とカトリック連盟との対立へ発展していった。そして、クサンテン (Xanten) の講和条約 (1614) での領地分割を以て暫定的な解決に到達するも、同問題の最終的な解決は三十年戦争後に持ち越されることになった。
- 38) バイエレン選帝侯 Maximilian III. Joseph が1777年に死去した後に、その領地を継承したプファルツ選定侯 Karl IV. Philipp Theodor のバイエルンへの無関心に乘じてバイエルンに侵入した神聖ローマ帝国皇帝 Joseph II. と、それに反対するプロイセン王 Friedrich II. との間の戦争 (1778-1779)。この戦争では、実戦の行なわれた期間は短く、10カ月にも互って Friedrich II. と皇帝の母 Maria Theresia との間で外交交渉が行なわれた。その間、兵士が戦争をするのではなくジャガイモを掘っていただけ、と云う意味で、「じゃがいも戦争」と揶揄された。
- 39) Pütter, op.cit., Bd 2, S.327 の以下の記述を殆どそのまま援用している。„In den Jahren 1699. 1707. und 1710. giengen auch schon drey von des Herzog Ernsts Söhnen ohne Nachkommen ab, wodurch deren Antheile Coburg, Eisenberg und Römheld erlediget wurden. (Erst nach diesen Streitigkeiten sind hernach durch neue Verträge insonderheit im Jahr 1735., nachdem nicht weniger als 206. Reichshofrathsconclusa in diesen Sachen ergangen waren, endlich anderweite Vertheilungen geschehen, ...)”
- 40) 北ドイツの或る領地を巡る二人の貴族間の紛争が惹起した、二種類の帝国裁判所の権限、従って皇帝の留保権 (Reservatrecht) を巡る衝突を背景にもつ問題。Lüttich の司教が一方の貴族の依頼に基づいて帝国最高法院に問題を持ち込んだことが事の直接的な発端。プロイセンは帝国最高法院の判決を執行する役割を与えられた。然し、事態は複雑で、プロイセンは、判決を

逸脱して対立を独自に武力で調停しようとして失敗、結局、判決に従った決着を付けない儘に手を引いてしまった。事件の直接的経過については、Hegel's political writings, Oxford 1964, p. 186 に附された T. M. Knox の註に詳しいが、背景に在る歴史的文脈については、Pütter, op.cit., Bd 3, S.166ff. に詳しい説明が見出される。

- 41) プロイセン王国を指す。
- 42) „die Sache aus dem gerichtlichen Weg in den politischen spielte“ 所謂搬動語法と解する。
- 43) 直訳すれば「法的な帝国団体」。帝国を法的共同体・法的結合体と看做そうとする Pütter の思想を前提とする叙述であると考えられる。
- 44) 原語は Unmittelbarkeit. Reichsunmittelbarkeit の省略形。皇帝のみに臣従すること、従って、領邦君主への臣従の義務はないことを意味する。
- 45) ルターによる宗教改革が始まった時代を背景に 1522 年から 1523 年にかけてフランケン地方を舞台として起きた騎士戦争 (Ritterkrieg) を指す。それは、Franz von Sickingen と Ulrich von Hutten を中心とする反カトリック的騎士がトリニア大司教〔選帝侯〕領を攻撃したものの、カトリックを支持する領邦君主 (ヘッセン方伯, プファルツ選帝侯, トリニア大司教その他) によって反撃され敗退した戦争である。
- 46) 法的団体としての帝国が弱小等族の生存乃至平和を維持する働きをしたとするのは、Pütter の見解であると推測される。
- 47) „bei dem Reichsverband das ein Mittelglied ausmacht“ Reichsverband は正しくは男性名詞である。一行下の文章でも中性名詞と看做されている。
- 48) フィレンツェ共和国のような有力な国家の支配の下に置かれたことを指す。
- 49) ヴェネツィア共和国を指す。ヴェネツィア共和国は、1796 年から 1797 年にかけてイタリア北部を舞台としてフランスとオーストリアとの間で行われたイタリア戦役の中で、1797 年末にはフランス軍に領土の一部を占領され、最終的には 1797 年 10 月 18 日に調印されたカンポ・フェルミオの講和条約によってオーストリアの領有が決定されて、正式に滅亡した。
- 50) ポール・バラスの副官として総裁政府によってイタリア派遣軍司令官に任命されたナポレオン・ボナパルトを指す。
- 51) ポーランド (・リトアニア) 共和国が、プロイセン・ロシア・オーストリアによる 1772 年、1793 年、1795 年と三次に互る分割の結果、滅亡したことを指す。
- 52) 自らの権利を侵害された者が、侵害した者に対して、帰属する血縁共同体 (ジッペ Sippe) の協力を得て行なう、実力による血讐即ちフェーデ Fehde の権利。中世の社会秩序に於ける法・平和共同体としてジッペの果たした基本的な役割が、特に 19 世紀以降の法制史記述に於ては重要視された。茲に示されたヘーゲルの歴史理解も、そうした方向と一致している。斯様な点を含め、フェーデについての標準的理解は、以下に於て与えられている。Handwörterbuch zur Deutschen Rechtsgeschichte, S.1083-93.

但し、近年では、その過大評価が批判される傾向にある。聊か古いとは云え、その点に関する邦語での紹介は、下記の文献に於て与えられている。ハンス・K・シュルツ著、小倉欣一他監訳『西洋中世史事典』ミネルヴァ書房、1997 年、152 頁以下。

- 53) 「ようやく中世末期から近世にかけての領邦国家が、血讐、フェーデ、自力救済を克服することに成功した」(『西洋中世史事典』155 頁) が、そのことは帝国の国制 Verfassung が確立されたことを意味しない、ドイツ帝国のアナーキー状態は続いている、と云うヘーゲルの歴史理解が茲で提示されている。註 1 で言及した歴史理解との整合性が問題となる。
- 54) 1801 年 2 月 9 日にリュネヴィルでフランスと神聖ローマ帝国との間で締結された講和条約を指す。この講和条約によって、1797 年 10 月 18 日に締結されたカンポ・フォルミオ講和条約に於て既に約定されていたライン左岸地域のフランスへの割譲が承認された。

当該文脈全体の精確な理解の為には、リュネヴィル講和条約が当時の大方のドイツ人に対し

て及ぼした影響とそれがヘーゲルの思想に対して及ぼした影響とを細心の注意を以て分けて分析する必要がある。その意味で、von Aretin が下記の文献に於て行なった指摘は非常に重要である。Karl Otmar von Aretin, *Das Alte Reich 1648-1806*, Bd. 3, 1997, S.502ff. 更には、同書 623 頁の註 30 での記載にも、G. Walter の研究への言及という意味で、注意が払われなければならない。Gehl Walter, *Der Zusammenbruch des Heiligen Römischen Reichs deutscher Nation und die Problematik seiner Restauration in den Jahren 1814/15*, 1980, S.43f.

von Aretin が正当に指摘している通り、当該文脈に於ける歴史理解は、『ドイツ国制論』の中で提示されている帝国国制改革案との統一に於て解釈されなければならない。この点に就いては、更に下記の文献も参照されなければならない。Joachim Whaley, *Germany and the Holy Roman Empire*, Vol 2, 2012, p. 616.

- 55) 【ヘーゲルによる欄外書き込みへの指示あり】「フランスの公式書状は真面目に（書かれている）のか、それとも〔ドイツの〕惨状を嘲笑して（書かれている）のか、僅かの…」（不完全な文章であるので、文意の確定に困難が伴う。）
- 56) 【ヘーゲルによる欄外への書き込み】「ドイツは、レーン〔体〕制から法的体制へと移行した。〔ドイツは〕度々〔法的体制〕でないことも〔あったが〕それでもひとつの国家（ein Staat）〔ではあった。〕人々の内面を宗教が結び付けていた〔verbindet と現在形であるが過去形と訂正して解釈する〕。〔宗教が、〕市民の倫理に、産業、商業、都市の興隆に変化を齎した。〔それでも、〕都市では、〔市民の〕誰もが自分のことを考えても全体には目を向けない、貴族がそうであるように。

しかし、それ故に、別の紐帯が必要であった。即ち、国家の権力（Macht des Staats）が。少なくとも〔宗教よりも〕不完全さの少ない紐帯が。〔しかし、別の紐帯は〕可能ではなかった、個々の国家が不釣り合いに巨大化した故に。外国の諸勢力。ドイツの帝国等族。多数性。講和条約締結での経過。スウェーデン。イギリス。プロイセン。ローマ帝国の北方野蛮国（nordische Barbarei des römischen Reich）。」

非常に断片的であり、文脈の再構成に少なからぬ困難を伴う書き込みであるが、重要な内容を含むと考えられる。即ち、法的体制乃至法的共同体としてのドイツに国家の成立を認め、その成立の根拠が、宗教による内面結合にあるとする一方で、国家権力という紐帯は、領邦国家の巨大化によって不可能になった、と言われている解釈できるからである。この書き込みの重要性は、国家の成立と国家権力の成立が分離されている点、換言すれば、宗教という内面的紐帯のみによっても国家は成立し得る、と看做されている点にある。

- 57) „durch den Landfrieden“ の前に bald を補って解釈する。他の仕方では、„bald durch das tiefere Interesse der Religion“ での bald を解釈することは不可能であると考えられる。

